総務大臣秘書官　宮本　賢一
法務大臣秘書官　廣瀬　典子
文部科学大臣秘書官　柏原　隆宏
農林水産大臣秘書官　田中　辰明
国土交通大臣秘書官　大串　穂尭
環境大臣秘書官　佐藤　紀人
国務大臣秘書官　髙野　雅樹
同　渡邊　恵美
同　石井あゆ子
願に依り本官を免ずる（各通）（以上九月十七日）　山崎　規恵
財務大臣秘書官に任命する　山下　英二
財務大臣秘書官　市場　潤一
願に依り本官を免ずる（以上九月三十日）　金子　春菜
国務大臣秘書官に任命する
中司国務大臣附を命ずる（以上十月一日）　長島　純
願に依り本官を免ずる（十月六日）

警察庁

（中国四国管区警察局長）警視監　津田　隆好
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　津田　隆好
辞職を承認する
（近畿管区警察局総務監察部長）
警視長　野本　靖之
警視監に任命する
中国四国管区警察局長を命ずる
（近畿管区警察局長）警視監　三田　豪士
近畿管区警察局総務監察部長事務取扱を命ずる
（以上九月二十五日）

官庁報告

官庁事項

嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安口伊森原	一〇七〇番	墓地
沖縄県中頭郡北谷町字下勢頭下勢頭原	四〇〇番一一	墓地

二　沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年八月二十一日付け沖防第五千六百八十一号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年十月十三日から同月二十七日まで

令和八年十月十三日

防衛大臣　小泉進次郎

法務

公証人任免

水戸地方法務局所属公証人有竹茂一は願により公証人を免ぜられた。

安藤慎一は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人有竹茂一の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人醍醐邦治は願により公証人を免ぜられた。

杉浦直紀は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人醍醐邦治の後任を命ぜられた。（以上十月一日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（令和６年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月13日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,168円」を「１時間1,223円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土交通省及び観光庁の国民の保護に関する計画（国土交通省・観光庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

令和８年10月13日

国土交通大臣　井林　辰憲
観光庁長官　木村　典央

国土交通省・観光庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第５節２の２つ目の○中「応急仮設住宅等」を「長期避難住宅又は応急仮設住宅」に改める。

第２章第５節２の２つ目の○の次に「○国土交通省が管理・所管する施設について、都道府県知事から避難施設としての指定について同意を求められた場合には、積極的に指定に応じるなど適切に対応するものとする。」を加える。

第３章第５節の３つ目の○中「企画旅行等」を「企画旅行」に改め、「旅行業協会」の次に「を通じて旅行業者」を加える。

第３章第７節２の２つ目の○中「あらかじめ都道府県知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために」を「都道府県知事から収容施設としての使用の申入れがあった場合には、避難住民等の受入れが適切に行われるよう」に、「よう努めるものとする。」を「ものとする。また、公営住宅等補助金等の交付を受けた地方公共団体等が管理する施設等について、都道府県知事から収容施設としての使用の申入れがあった場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他関係法令上の取扱いについて、必要に応じて、適切な措置を講ずるものとする。」に改める。

第３章第７節２の３つ目の○中「都道府県知事から」の前に「国土交通大臣は、必要に応じ、又は」を加える。

第３章第７節２の４つ目の○中「応急仮設住宅等」を「長期避難住宅又は応急仮設住宅」に改める。

第３章第９節１(1)の１つ目の○中「道路の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）第12条第１項の道路の利用指針をいう。）」を「港湾施設、飛行場施設及び道路の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）第６条第１項、第10条第１項及び第12条第１項の利用指針をいう。）」に改める。

第３章第９節１(2)の４つ目の○の１つ目の・中「運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関」を「指定公共機関及び指定地方公共機関を始めとする運送事業者」に、「運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関」を「指定公共機関及び指定地方公共機関を始めとする運送事業者」に改める。

第３章第９節１(2)の４つ目の○の２つ目の・の次に「・あらかじめ、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難に関する搬送手段や付添体制の整理に努め、住民を実際に避難させる必要が生じた場合においては、これらの者が適切に避難できるようにするものとする。」を加える。